

学校教育法等の一部を改正する法律案要綱

第一 学校教育法の一部改正

- 一 栄養教諭の職務を定めるとともに、栄養教諭を小学校等に置くことができるようにすること。（第二十八条関係）

- 二 大学の薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものにつき、その修業年限を六年とすること。（第五十五条第二項関係）

第二 市町村立学校職員給与負担法の一部改正

市町村立の義務教育諸学校等の栄養教諭の給料その他の給与について、都道府県の負担とすること。

（第一条関係）

第三 教育公務員特例法の一部改正

教育公務員の身分取扱いに関する規定について、栄養教諭に適用すること。（第二条関係）

第四 教育職員免許法の一部改正

栄養教諭の普通免許状を設け、その授与の要件を定めること。（第四条及び第五条関係）

第五 学校給食法の一部改正

学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員の資格に、栄養教諭の免許状を有する者を加えること。(第五条の二関係)

第六 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部改正

公立学校の女子栄養教諭が出産する場合、その前後の期間に補助教職員を臨時的に任用することとする。 (第二条第二項関係)

第七 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正

児童生徒に対する指導が不適切であること等に該当する栄養教諭を免職し、引き続いて都道府県の教員等以外の職に採用できることとする。 (第四十七条の二関係)

第八 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正

栄養教諭に教職調整額を支給することとする。 (第二条第二項関係)

第九 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正

各都道府県ごとの栄養教諭の定数の標準について定めること。 (第二条第二項及び第八条の二関係)

第十 施行期日

この法律は、平成十七年四月一日から施行すること。ただし、薬学を履修する課程の修業年限に関する学校教育法の改正規定は平成十八年四月一日から、教育職員免許法の改正規定は平成十六年七月一日から施行すること。（附則関係）

第十一 その他所要の規定の整備を行うこと。